

「無人航空機の型式認証等の手続き」の一部改正
(無人航空機の型式認証の標準処理期間の制定) について (概要)

令和 6 年 2 月 21 日
国 土 交 通 省
航 空 局 安 全 部
航 空 機 安 全 課

1. 背景

無人航空機は、有人地帯における補助者なし目視外飛行（レベル 4 飛行）を実現するべく、機体認証制度等を導入する航空法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 65 号。以下「改正航空法」という。）が令和 3 年 6 月に公布され、令和 4 年 12 月 5 日に施行されたところ。令和 4 年度に機体認証制度の詳細化を行うべく、「無人航空機の型式認証等における安全基準及び均一性基準に対する検査要領（令和 4 年 9 月 7 日 国空機第 456 号）」及び「無人航空機の型式認証等の手続き（令和 4 年 12 月 2 日 国空機第 656 号）」の 2 つの通達を制定した。

制度発足から 1 年が経ち、レベル 4 達成のほか、型式認証の申請も第一種型式認証・第二種型式認証ともに増えつつあるが、ドローンの需要・期待が急速に拡大しているところ、安全確保を大前提としつつ、社会実装の加速を図ることとした。申請者の予見可能性を向上させることで、型式認証申請・取得が促進されるよう、型式認証の標準処理期間を定める。

2. 無人航空機の型式認証の標準処理期間について

国土交通大臣は、無人航空機の型式の設計及び製造過程について安全基準及び均一性基準に適合することとなると認めるときは、型式認証を行うこととしている。

申請者の予見可能性を向上させることで、型式認証申請・取得が促進されるよう、行政手続法第 6 条の規定に基づき、型式認証の標準処理期間を以下のとおり定める。

無人航空機の第二種型式認証※ 1 に関する事務に係る標準処理期間を 3 か月とする。
※ 1 最大離陸重量が 25kg 以上の機体や特別要件等を設定する場合を除く。

注) 1 標準処理期間とは、申請が受理されてから当該申請に係る型式認証書の交付が完了するまでに通常要する標準的な処理期間のことをいう。

2 以下の期間は、標準処理期間に含まないこととする。

- ・ 申請者が、申請書類の不備等を補正するために要した期間
- ・ 申請者が、適用する安全基準や均一性基準に関して検査者と調整するために要した期間
- ・ 申請者が、安全基準及び均一性基準への適合性を証明するための試験や申請書に添付すべき書類等の準備に要した期間であって、開発進捗や不測の事態への対処等※ 2 により影響が生じた期間

- ※２ 型式認証においては、無人航空機の開発前もしくは開発中に申請が行われ、開発と検査等が並行して実施されることが一般的であり、開発状況に応じて、検査等が進む。

なお、無人航空機の第一種型式認証及び第二種型式認証であって最大離陸重量が25kg以上の機体や特別要件等を設定する場合に関する事務については、申請の内容により証明すべき試験時間、適用される基準、検査方法等が異なるため、標準的な処理期間を定めることができない。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布日：令和6年3月頃

施行日：令和6年3月頃

以 上